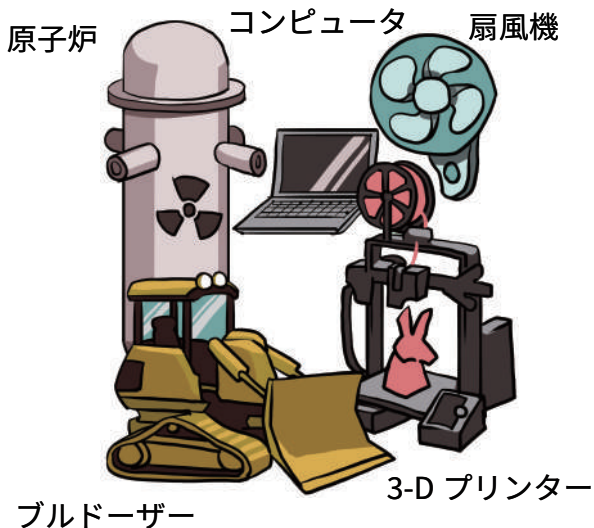


原子炉、ボイラー及び機械類
並びにこれらの部分品

自動データ処理機（コンピュータ）、ブルドーザー、扇風機、電気洗濯機、冷蔵庫、電気ミシン、電動式のこぎり、自動車用エンジン、エアコンディショナー自動車用エアコン、航空機用エンジン、ウォータージェット切断機械、旅客搭乗橋



原子炉、ボイラー及び機械類
並びにこれらの部分品

重要な部・類の注

《第 84 類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品の注の規定》

7 二以上の用途に供する機械は、主たる用途に基づいてその所属を決定する。

主たる用途がいずれの項にも定められていない機械及び主たる用途が特定できない機械は、この類の注 2 又はこの部の注 3 の規定によりその所属を決定する場合及び文脈により別に解釈される場合を除くほか、第 84.79 項に属する。また、第 84.79 項には、金属の線、紡織用繊維の糸その他の材料又はこれらを組み合わせたものから網又はケーブルを製造する機械（例えば、より線機及び製鋼機）を含む。

出題例

【問題】

二以上の用途に供する機械は、主たる用途が特定でき、かつ、当該主たる用途がいずれかの項で定められている場合には、当該主たる用途に基づいてその所属が決定される。

84 類

原子炉、ボイラー及び機械類 並びにこれらの部分品

解答

【問題】

二以上の用途に供する機械は、主たる用途が特定でき、かつ、当該主たる用途がいずれかの項で定められている場合には、当該主たる用途に基づいてその所属が決定される。

【解答】 正しい。

二以上の用途に供する機械は、主たる用途が特定でき、かつ、当該主たる用途がいずれかの項で定められている場合には、当該主たる用途に基づいてその所属が決定される（第84類注7）。